

税務課からのお知らせ

1. 納税証明書について

令和5年1月に運用を開始した軽JNKS^{ジェンクス}（軽自動車税納付確認システム）が、令和7年4月から小型の自動二輪車（排気量 250cc超）に対応することにより、すべての車種において継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

なお、納付後すぐに継続検査を予定している場合は、金融機関等の窓口にて現金で納付し、納税通知書に添付されている納税証明書を継続検査窓口でご提示ください。QR決済では納付確認に時間がかかるため、軽JNKSに納付情報が登録されるまでに相応の日数を要する場合があります。

2. 軽自動車税の税制改正について

平成27年度税制改正により軽自動車税の税率変更が行われました。
グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について「重課」が適用されます。

また、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、「グリーン化特例（軽課）」が適用されます。（裏面参照）

* 原動機付自転車等

車種		税率
原動機付自転車	50cc 以下（特定小型含む）	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪（125cc 超～ 250cc 以下）・被けん引車		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

* 三輪、四輪以上の軽自動車

三輪及び四輪の軽自動車について、条件によって税率が適用されます。
なお、条件については「最初の新規検査」の年月で判定します。自動車検査証に記載された「初度検査年月」でご確認ください。

車種				税率		
				①平成24年 3 月以前の初度検査年月（重課車両）	②平成24年 4 月～平成27年 3 月までの初度検査年月	③平成27年 4 月以降の初度検査年月
軽自動車	三輪			4,600円	3,100円	3,900円
	四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
			自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
			自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車は重課の対象外です。

最初の新規検査年月

↓

番号 XXXXXXXXXX

自動車検査証

平成25年 2月 XX日

軽自動車検査協会

車両番号		交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状			
XXXXXXXXXX		平成 24年 9月 XX 日	平成 20年 9月 XX 日	軽自動車	乗用	箱型			
		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
XXXXXXXXXX		4人	1 kg	760 kg	980 kg	339 cm	147 cm	154 cm	
車名	型式	原動機型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号		
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	ガソリン	0.65 L	470 kg	290 kg	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	

＊グリーン化特例（軽課）

令和5年4月から令和8年3月までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、最初の新規検査の翌年度分の軽自動車税種別割に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。なお、概ね25%軽減（下記表中C）については令和5年4月から令和7年3月までとなります。

車種				税率		
				A	B	C
軽自動車	三輪			1,000 円	2,000 円（乗用営業用のみ）	3,000 円（乗用営業用のみ）
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円		
		貨物	営業用	1,000 円		
			自家用	1,300 円		

軽乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）			A 概ね75%減
軽（営業用）乗用車	ガソリン車（ハイブリット車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車	B 概ね50%減
			令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車	C 概ね25%減

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

3. 軽自動車等の各種手続きのお願い

原動機付自転車や軽自動車等を①譲渡（相続含む）②廃車 ③住所変更 をした場合は、下記の所定の機関で申告手続きを行ってください。

実際は所有してなくても、廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、いつまでも軽自動車税種別割が課税されてしまうため、必ず手続きをお願いします。

区分	お問合せ先	必要な持ち物
原動機付自転車（～125cc以下）	御前崎市役所 税務課 ☎0537（85）1114	●廃車（市外への住所変更）…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類 ●名義変更（譲渡）… 【未廃車の場合】ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、本人確認書類 【廃車済みの場合】廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類 ●相続…本人確認書類
小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）		
ミニカー		
※軽二輪車（126cc～250cc以下）	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 ☎050（5540）2052	●静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所へお問い合わせください。
※小型自動二輪（250ccを超えるもの）		
※軽自動車（660cc以下の三・四輪車）	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎050（3816）1777	●軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所へお問い合わせください。